

保険証を更新し、郵送します

国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証を更新し、7月末までに送付します。12月2日からは、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行し、保険証は発行されなくなります。

国保険年金課(☎504-2157、☎504-2135)

保険証の発行は
12月1日まで。
マイナ保険証に
移行します!



7月末までに送付します

国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証は毎年8月に更新し、7月末までに新たな保険証を発行・郵送しています。

7月末までに届かない場合は、国民健康保険は区保険年金課へ、後期高齢者医療制度は区福祉課へお問い合わせください。

国民健康保険については区保険年金課

区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2555 ☎541-3835	安佐南	☎831-4929 ☎877-2299
東	☎568-7711 ☎262-6986	安佐北	☎819-3909 ☎815-3906
南	☎250-8941 ☎252-7179	安芸	☎821-4910 ☎822-8069
西	☎532-0933 ☎232-9783	佐伯	☎943-9712 ☎923-5098

国後期高齢者医療制度については区福祉課

区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2570 ☎504-2175	安佐南	☎831-4941 ☎870-2255
東	☎568-7730 ☎568-7781	安佐北	☎819-0585 ☎819-0602
南	☎250-4107 ☎254-9184	安芸	☎821-2808 ☎821-2832
西	☎294-6218 ☎233-9621	佐伯	☎943-9729 ☎923-1611

12月2日からはマイナ保険証へ



12月2日からは、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行し、保険証が新たに発行されることはありません。

12月2日時点でお手元にある保険証は、記載の有効期限まで使用*できます。保険証の有効期限は、最も長い人で来年7月31日です。

※市外への転出など住民票の異動がある場合は、その異動日まで

マイナ保険証がない人には資格確認書を発行します

マイナ保険証がない人で、12月2日以降に保険証の有効期限が切れる人などには、有効期限が切れるタイミングで「資格確認書」を発行します。

医療機関を受診するときは、資格確認書を提示してください。

◆マイナ保険証への移行の流れ

12月1日までは、国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者に保険証を発行

今年12月2日

来年8月1日

マイナ保険証を基本とした仕組みへ

マイナ保険証への移行期間

移行期間中は、お手元の有効な保険証でも受診できます

有効な保険証やマイナ保険証がない人には、資格確認書を発行します

◆マイナ保険証がない場合の事例

Aさん

継続して国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入している

保険証の有効期限まで保険証で受診できます(最長で来年7月31日)

来年8月1日からは資格確認書で受診できます

Bさん

国民健康保険に加入していたが、今年12月10日に75歳になり後期高齢者医療制度に加入する

今年12月9日までは保険証で受診できます

今年12月10日からは資格確認書で受診できます

Cさん

勤務先の会社を退職し、来年1月1日から国民健康保険に加入する

今年12月31日までは保険証で受診できます

来年1月1日からは資格確認書で受診できます

Q

マイナ保険証って何?

A

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと。健康保険証利用登録は、マイナポータル(右記)、医療機関などの顔認証付きカードリーダー、セブン銀行ATMでできます

Q

健康保険証の利用登録をしているかどうか確認するには?

A

マイナポータルにログインし、マイナンバーカードを読み取り後、「健康保険証」→「マイナンバーカード利用」で確認できます

マイナポータルはこちらから



地域防災リーダーを養成します

市は、防災士の資格取得制度を活用し、各地域で活躍する防災リーダーを養成しています。地域防災のために活動してみませんか。

国災害予防課(☎504-2664、☎504-2802)



地域の防災訓練で活動する防災リーダー(東区)

インタビュー

いざというとき、大切な誰かを救えるように

3歳から8歳の3人の子どもを育てながら准看護学生として医療を学んでいる佐久間実咲さん(26・右写真の左)。感染症リスクなど避難所生活での課題について考えていた時、市の防災士養成講座を知りました。「医療に加え防災の知識が大切な人を救う。女性目線、母親目線も生かせたら」と、昨年から防災リーダーとして活動中です。

奈良県出身の元永媛子さん(23・同右)は、学生時代から地域活動に関心が高く、昨年、社会人初任地の広島で



地域とのつながりを持とうと同講座を受講しました。「顔見知りがたくさんつくりながら学び、防災に生かしたい」と今後の活動に意欲を見せます。

二人が住む比治山学区(南区)の先輩防災士・藤原みどりさん(50・下写真)は「一緒に地域の防災力を高めていきましょう」と期待を寄せます。



防災士養成講座 受講者を募集します

今年度の防災士養成講座の受講者を募集します。地域防災リーダーとして、自分たちが住むまちの防災力を高め、災害に備えませんか。

【対象】次の全てに該当する人

- お住まいの小学校区自主防災会連合会の会長の推薦を受けた人
- 普通救命講習を受講できる人
- 資格取得後、3年程度、地域の防災活動に携わることができる人
- 地域防災リーダー名簿に必要な個人情報の掲載に同意する人

【日時】①11月30日(土)、12月1日(日)、②来年2月1日(土)、2日(日)の8:30~18:00
※①、②いずれかを受講

【会場】市役所本庁舎

【申し込み】所定の申込書で、8月30日(金)(必着)までに、同課へ。申込書は、市ホームページで。各100人程度

市HP ページ番号 17901



「わがまち」を守る防災の担い手

地域防災リーダーとは、市が実施する「防災士養成講座」を受講後、試験に合格し、地域で防災活動を率先して行う人のことです。この講座は、民間資格である防災士*の資格取得制度を活用しています。

現在、約1,600人の地域防災リーダーが各地域で活躍。自主防災会や町内会、小・中学校などと協力し、わがまち防災マップを活用した防災訓練や防災知識の普及啓発活動などを行っています。

*防災に関する知識と技能を習得した人を、NPO法人日本防災士機構が認証する資格